

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第8号

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市介護保険条例（平成12年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「17,928円」を「18,400円」に改め、同条第2号中「26,892円」を「29,052円」に改め、同条第3号中「41,832円」を「44,224円」に改め、同条第4号中「47,808円」を「51,648円」に改め、同条第5号中「59,760円」を「64,560円」に改め、同条第6号中「68,724円」を「74,244円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第7号中「74,700円」を「80,700円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第8号中「89,640円」を「96,840円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第9号中「95,616円」を「103,296円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同条第10号中「110,556円」を「119,436円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同条第11号中「125,496円」を「167,856円」に改め、同号を同条第16号とし、同号の前に次の5号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 135,576円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 142,032円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上12,000,000円未満である

者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 148,488円

ア 合計所得金額が12,000,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 154,944円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上21,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 161,400円

ア 合計所得金額が21,000,000円以上37,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条及び第10条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。